

日行連発第1589号
令和5年2月9日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

「戸籍の附票の写し」に係る犯収法施行規則の改正について
(公布・施行のお知らせ)

平素より当会の運営にご理解いただき誠にありがとうございます。

今般、総務省及び警察庁より、「戸籍の附票の写し」に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正について、会員への周知の依頼がありました。

つきましては、ご多用の中、恐縮ではございますが貴会会員への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件については日行連会員サイト「連 con」においても周知いたします。

(別添)【官報】令和5年共管命令第1号(戸籍の附票の写し関係)

(参考)

○e-gov (意見募集結果公表)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120220015&Mode=1>

○警察庁・JAFICHP

・意見募集結果公表

<https://www.npa.go.jp/news/consultation/index.html>

・JAFICHP トップページ(「犯罪収益移転防止法の概要」の更新、意見募集結果の公表、案文掲載)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

以上